**の定期接種化についてのお知らせ**

**平成２６年１０月１日**より、水痘の予防接種が定期接種となります。

　以下の内容をよくご確認のうえ、計画的に接種を行って下さい。

１、対象者　　１歳～３歳未満

２、接種回数　２回

３、標準的な接種期間

|  |  |
| --- | --- |
| **初回接種** | 生後１２月から生後１５月に至るまでに１回接種 |
| **追加接種** | 初回接種終了後６月から１２月に至るまでの間隔をおいて１回接種 |

４、経過措置について**（平成２６年度限り）**

　　　３歳～５歳未満の者を対象とし、１回のみ接種。

５、その他

　　 ・既に水痘にかかったことがある者は定期接種対象外となります。

　　・任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種し

　　　 た回数分の接種を受けたものとみなします。

●予診票について

　　水痘の予診票は市内の予防接種実施医療機関にありますが、予防健診課（サンコスモ古賀）でもお渡ししています。

※予防接種の記録は医療機関が「母子健康手帳」に記入します。接種の時は、必ず母子健康手帳を持参して下さい。

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から２週間程度と言われています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。水痘は主に小児の病気で、９歳以下での発症が90％以上を占めると言われています。小児における重症化は、熱性けいれん、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。

（　厚生労働省ＨＰ　水痘ワクチンの定期接種Ｑ＆Ａより）

問い合わせ：予防健診課　健康づくり係　０９２－９４２－１１５１